

第112回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和5年6月2日(金曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 発議第 3 号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）（委員長報告）
- 日程第 5. 発議第 7 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）
- 日程第 6. 報告第 2 号 令和 4 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7. 報告第 3 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 8. 報告第 4 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第 9. 報告第 5 号 専決処分の報告について（和解することについて）
- 日程第 10. 報告第 6 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 11. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和 5 年 3 月 31 日専決第 5 号））
- 日程第 12. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 5 年 3 月 31 日専決第 6 号））
- 日程第 13. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 7 号））
- 日程第 14. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 8 号））
- 日程第 15. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 9 号））
- 日程第 16. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 10 号））
- 日程第 17. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 11 号））
- 日程第 18. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 12 号））
- 日程第 19. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 13 号））
- 日程第 20. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 14 号））
- 日程第 21. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 15 号））
- 日程第 22. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号（令和 5 年 4 月 6 日専決第 16 号））
- 日程第 23. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算第 2 号（令和 5 年 5 月 22 日専決第 17 号））
- 日程第 24. 議案第 44 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）
- 日程第 25. 議案第 45 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 46 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 47 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28. 議案第 48 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 29. 議案第 49 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について

日程第 30. 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、
2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について

日程第 31. 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第 1. 発議第 8 号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)

午前 09 時 30 分 開会

議長（小林裕和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 112 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご参集賜わり、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

例年より早く梅雨入りとなり、農家は水不足のところはなく、順調に水稻等の作付けが進んでおりますが、昨日の夜からは台風 2 号の影響を受け、本格的な雨となっています。既に、大雨警報が発令され、スーパーはくとの一部運休等、交通機関にも影響が出ている模様です。

今日だけでなく、梅雨時期は、特に短時間での豪雨に注意をしていただき、防災面において十分配慮していただくようお願いいたします。

6 月定例会は、本日から始まります。各案件に対して、十分な審議、議論がなされますようお願い申し上げます。

さて、今期定例会に付議される案件は議員発議 2 件、報告 5 件、条例の一部改正及び令和 4 年度及び令和 5 年度補正予算の専決処分の承認 13 件、条例改正、令和 5 年度一般会計補正予算などの議案 6 件、請願 1 件、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 1 件の合計 28 件でございます。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。

昨夜から、かなり大雨になっていますけれども、雨の中、早朝からご出席、御苦労さまです。

台風の影響で、かなり全国的に雨が降っておりますし、今、四国のほうでは線状降水帯のようなものが発生をして、災害の危険も出て来ているようですけれども、これから、いよいよ梅雨が本格的な季節に入ります。今年は、本当に、雨がかなり、今現在、多いようで、これから梅雨に本格的に入って、また、集中豪雨、梅雨末期になってきますと、相当災害の出るような雨も降るのではないかなというふうに警戒をしなければならないというふうに思っているところであります。

いよいよ令和 5 年度もスタートして、はや 2 カ月が終わり、6 月に入ったわけであります。5 月末で、令和 4 年度の出納閉鎖のほうも、おかげさまで無事終わりました。これから、いよいよ令和 5 年度について、本格的な事業の執行に入っていかなければならないということであります。

本議会におきましても、令和 4 年度の最終の補正予算、専決処分させていただいておりますけれども、補正予算と、また、新年度における補正予算も上程をさせていただいてお

ります。

また、条例の改正等、それぞれ十分に、ご審議をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小林裕和君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 112 回佐用町議会定例会を開会します。

今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、及び各支所長であります。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1． 会議録署名議員の指名

議長（小林裕和君） 　　日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により、議長より指名します。11 番、岡本義次議員。12 番、山本幹雄議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第 2． 会期決定の件

議長（小林裕和君） 　　続いて、日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 6 月 2 日から 6 月 23 日までの 22 日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 6 月 2 日から 6 月 23 日までの 22 日間と決定しました。

日程第 3． 行政報告について

議長（小林裕和君） 　　続いて、日程第 3、行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第 3 を終了します。

議長（小林裕和君） 　　なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思ひますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4．発議第3号 旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）（委員長報告）

議長（小林裕和君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、発議第3号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

13番（平岡きぬゑ君） 発議第3号について、運営上の問題について、私は、議長に質問したいと思うんですけど、いいですか。

議長（小林裕和君） はい、どうぞ。

13番（平岡きぬゑ君） 議長が、最初に挨拶された内容で、十分な議論ができるように、事前に議案書は配付している。そして、そういうことをおっしゃいました。

事前配付と言うならば、議会運営委員会が開かれて、議員に対して、議案書の内容について、事前に配付されましたけれど、今、議題としている発議第3号については、事前の配付の内容には入っておりませんでした。その点については、どのように、今日、いきなりするという事は、私は、問題だと思いますけれど、運営上。意見聞かせてください。

議長（小林裕和君） よろしいですか。お答えします。

議案配付は、3月議会での議案を上程しておりましたので、その時に議案の配付はさせていただきます。

今日の提出案件の中には、この件は入っておりません。しかし、日程には、入れさせていただきます。日程で、初日に、当日に上げるということは、十分、議員の皆さんに伝わっていなかったということがあります。それについては、先ほどの全員お集まりのところで、そのへんは、今後、注意をして、気をつけるということを申し上げさせていただいて、ご了解を、今日上げることをご了解を取りつけたという認識を持っております。そういう認識を持っておりますので、ただ今、案件に上げさせていただきました。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11番（岡本義次君） 議長、この間、産業厚生常任委員会の中で、統一教会の、佐用は、そういう被害者がいらっしゃるんか。また、数はつかんでおるんかと当局に聞きましたら、それは被害かどうか分からんし、当局では分かりませんという答弁がありましたので、私は、まあ言うたら、そこでは、反対の意見も何も出さずに、賛成のような格好になっておりますので、これ廣利さんが、今、やられた時に、ちょっと、議場を、私、ちょっと、出させてもらって、これが終わったら、

議長（小林裕和君） 岡本議員、岡本議員の今の発言は、委員長報告の中で、委員長が、どのように報告されるか等を聞いていただいて、その後、自分の態度を表明していただければいいと思いますので、そのようにお願いします。

11 番（岡本義次君） ほな、先、してもらいうこと。

議長（小林裕和君） 委員長報告がありますので。

11 番（岡本義次君） 委員長報告。

〔平岡君「途中で、入ったったから」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） はい、平岡さんどうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） 当日、朝来て、机上に、机の上にね、今日の日程 1 番、発議第 3 号って書いてありましたから、事前の議案書配付の中には、入っておりませんでした。伝わっていないから、今後、気をつけます。でしたら、今日、初日に上げることを、今後じゃなくって、今日の段階で気をつけるんだったら、提案について、考えたほうがいいと、私は、思います。まあ、ここまで進んでおりますけれど、今まで、ありませんでした。こういうこと。よろしくお願いします。

議長（小林裕和君） ご意見として、伺っておきます。

議会運営委員長（加古原瑞樹君） 議運の委員長として、お答えをさせていただきます。

今回、議運の中で、そういう取扱いをしていなかったのは、申し訳なかったと思います。以後、気をつけさせていただきます。

前回の全協の時に、初日というのを言ったかどうか、今、ちょっと、記憶が定かではないんですが、委員会報告をしていただくということは、私のほうからと、産業厚生常任委員長のほうからお伝えさせていただいていると思います。こちらのほう、もし、あれだったら、また、確認をしていただけたらと思うんですが、今、タブレットのほう、一応、日程のほうは、事前に送らせていただいていると思うんです。

すみません、そちらのほうで、皆さん、確認していただいているということで、今回、ちょっと、皆さんにお伝えすることを手が抜けていましたので、

〔「入ってないよ」と呼ぶ者あり〕

議会運営委員長（加古原瑞樹君） これ事前に配られているやつの中に入っていると思いますけど。更新を、だから、される、されないがあるので、そこも、

議長（小林裕和君） 加古原議員、最後まで発言してください。個人的なやりとりやなしに。

議会運営委員長（加古原瑞樹君） 分かりました。すみません。

すみません。そういうことで、データではお送りさせていただいていたと思うんですが、

確認を怠っていたことを申し訳なく思います。本当に、すみませんでした。気をつけます。

議長（小林裕和君） 以上で、議事を進めます。

産業厚生常任委員長、金澤孝良君より委員会報告を受けます。金澤議員。

〔産業厚生常任委員長 金澤孝良君 登壇〕

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） それでは、産業厚生常任委員会の付託案件について、報告をいたします。

第 111 回定例会において、産業厚生常任委員会に付託され、継続審査になりました案件、発議第 3 号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）を閉会中に審査いたしましたので、ここで報告いたします。

審査日時は、5 月 17 日、水曜日、午前 11 時 21 分より開会いたしました。

場所は、第 1 庁舎西館 3 階の議員控室です。

出席者は委員 7 名と議長、事務局より事務局長、室長であります。

まず、会議の最初に、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）について、継続審査となった経過について、第 111 回定例会の報告内容を読み上げて、確認をさせていただき、委員に質疑を求めました。

質疑内容は、まず、その後、いろいろ調べたが意見書等がどこも出されていない。出されていないのは、訴訟を起こされるという危惧があるからではないかと思う。継続審査にした理由と同じで、提出を見送り否決にしたほうが良いと思う。

次に、被害者の救済に関して言えば、商法でもありますし、国も法改正で対応はできてきている。今、改めて、請願などの形で出されているところがない状況であるので、佐用町議会としても、今回は、否決のほうが良いと思う。

次に、被害者救済が滞るようなら、より実効性のある形で出す必要がある時には考えなければならない。

次に、国は改正法で対応しているので、この意見書の提出は必要ない。

次に、被害者救済の法案は不十分ではあるが成立している。成立後、被害者支援がどこまで進んでいるのかが、まだ、分からないが、様子を見る必要があるので、この意見書の必要性に疑問を生じている。

次に、佐用町内で被害者がいるのかどうか分からない状況の中で、意見書の提出で訴訟のリスクを負うのはどうかと思う。

等の質疑がありました。

質疑を打ち切り、討論に入りました。討論はありませんでした。

採決を行いました。

発議第 3 号、旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）について、原案に賛成の方の挙手を求めました。挙手なしで、発議第 3 号は否決であります。

採決の結果は、賛成なしで否決といたしました。

以上で、第 111 回定例会での継続審査とされた案件の審査を終了いたしました。

これで、報告とさせていただきますが、詳細につきましては、会議録をご覧ください。以上です。

議長（小林裕和君） 委員長の審査報告は終わりました。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

これより発議第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） これに対する、3号に対する質疑ですか。

〔廣利君「そうです」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10番（廣利一志君） まず、この議事日程の件について、過去、議運で諮られていない議事が入ってくるというのは、なかったことですので、異例の事態だということだけは、ちょっと、申し添えておきます。

こういう形で、初日で、議論するというのは、本来のやり方ではないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

先ほどの産業厚生常任委員長の報告、産業厚生常任委員会の皆さんの慎重なる審議、調査をしていただきまして、時間を取っていただきまして、ありがとうございました。

ただ、1点、今から、ちょっと触れますけども、そこについては、調査が足りていない。不十分なのではないかなという質問です。

委員長の報告の中で、意見書を出すことで、訴訟が起きているという話がありました。もう1回繰り返しますと、意見書を出すことで訴訟になっているという指摘がありました。それから、確か、5番目でしたか、町内の被害状況が分からないままに、意見書を出すことで、訴訟のリスクがあるという2点があったと思うんですけども、ここから質問ですけども、確かに、この旧統一教会を巡ることで、訴訟が起きていることは確かなんです。しかし、実際に、訴訟が起きているのは5件です。大阪府と大阪市と北九州市と富山市と大阪富田林市の5つです。この5つは意見書ではありません。全会一致の決議です。

もう1点は、憲法違反に踏み込むような文言があったりします。そういう、私的には、そこまではないと思うんですけども、訴訟の中では、統一教会と縁を切ると。あるいは、信教の自由なんかに触れる内容です。決議の内容は。だから、そのあたりについて、委員長に、ちょっと、質問したいのは、調査は、この訴訟のことについて、意見書イコール訴訟という考え方で取られたのではないかな。訴訟は、訴訟が起きているのは、決議で、この意見書の内容とは違う。意見書は被害者救済、消費者窓口の強化だとか、弁護士との連携だとか、何も、これは憲法上の問題に抵触するような内容ではありません。そのあたりについて、調査がどうされたのかな。そこを、まず、ちょっと、お聞きしたいと思う。

〔山本君「議長、ちょっと、休憩してください」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） ちょっと、待ってください。

〔山本君「言う前に休憩してください」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 委員長からの答弁を、

〔山本君「その前に、前に、前に、答弁要りません」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 山本議員は休憩を。はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 委員長への質問は、委員会で何があったかを聞くだけです。委員長の意見なんか聞けません。

今、廣利さんが聞いているのは、委員長の意見を聞く。委員会で何があったか、こういう意見が出たか、こうだったか、そういうことを聞くのが委員会報告です。それしか委員長には権限与えられていませんから、今、廣利さんの意見は、委員長に対する考え方ですから、そんなことは、委員長であっても、委員会の考え方を報告することはできませんので、ちょっと、今の質問は間違っています。それだけ。はい。だから、委員長、答える必要はないです。はい。

議長（小林裕和君） 委員長、何かございますか。

12 番（山本幹雄君） いや、だから、答えちゃ駄目よ。委員会ですから、それ答えたら駄目。答えさせたら駄目です。

議長（小林裕和君） ちょっと、待ってください。

今の最後に、廣利さんが質問と言われましたので、それに対して、何か、

〔平岡君「今、休み中ですか、開会していますか」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） しています。

〔廣利君「開会してない？休会？」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 休憩なんて取っていません。

委員長、金澤委員長。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） とにかく内容とか、どうのこうのよりも、委員会で、否決になったということを報告をさせていただきました。

前回の 111 回の中で、継続審査ということが決定された後に、それぞれの委員が各自で一生懸命、調査されたと思います。その内容について、時間がかかりますので、今回の審査中には話は、それほど詳しくは出ていませんけれども、とにかく委員 7 名の結果が、否決ということで、それで、私のほうは、十分な対応ができるのではないかと考えておりますので、以上です。

議長（小林裕和君） すみません。ちょっと、委員長のほうに、議長のほうからお伺いします。

委員会で、廣利議員が質問したような内容があったかなかったかだけ、そういう話があったかなかったかだけ、お答えください。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 詳しくは出ていませんけれども、大雑把な形では出ました。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

[岡本君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 産業厚生常任委員会でされた時に、私は、統一教会の被害者の方が、佐用ではいらっしゃるのか、そこらへんが当局にも数をつかんでおるんかと聞きましたら、それは、被害者がいるかどうかは、当局では分かりませんし、それが、どう言うんですか、山上という方が、もうそれが不服じゃいうことで、安倍総理がああいうことになりました。皆さんもご存じのとおりでございますけれど、私、その場では何もせずにしてきておりますので、もし、これ、今、審査される折は、私、この議場、ちょっと、出させてもらいますので、よろしく願います。

議長（小林裕和君） 岡本議員、ご意見じゃなしに、委員長に対する質疑ですから、質疑をしてください。

11 番（岡本義次君） 委員長に、ですから、この採決取る時、ちょっと、議場出させてもらいますので、願います。

[山本君「勝手に出たらええんや、質疑をせいと言うておるんやから」と呼ぶ]

議長（小林裕和君） 質疑をしてください。
ほかに、質疑ありますか。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 要するに、意見書がイコール訴訟と。だから、その判断材料になったのは何かということを知りたいんです。

その委員長の意見じゃなくてね、要するに、訴訟になっているのは、確かに、全国で5つの自治体でなっているんですけども、意見書ではないわけですから、じゃあ、それと、じゃあ、何が一緒で何が違うかという調査はされたのかというところを知りたいんです。

[山本君「もういっぺん、議長、しゃべってもええか」と呼ぶ]

議長（小林裕和君） はい。

12 番（山本幹雄君） あのね、調査したか、してないじゃなくて、委員会で、そんな話が出たかどうかだけ。だから、委員長、そんなんしたんですかとか、あれは、こうだったんですかとかじゃなくして、委員会で、そういうことがあったかどうかの説明しか、あったかなかったしか言えんわけだから、ちょっと、今の質問は違うということなんです。分かります？

まあまあ、議長は、分かっておると思うけど、そういうことなので、この委員会で、委員長がやった、産業厚生常任委員会で、こんな意見が出ました。出ていない。それだけで、

最初も廣利さん、委員長の意見を聞くって言うたけど、意見なんか聞くんじゃないで、あったか、なかったかの質疑だけですから、それだけです。はい。

だから、質疑が、ちょっと違う。そういうことです。

〔廣利君「質疑を変えます」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） はい、廣利議員。

10 番（廣利一志君） だから、あったか、なかったか、大雑把にあったということですけど、大雑把の内容が分からないんです。そのことを、教えていただきたい。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 私も私見はいっぱいありますけれども、委員会の中で、何がでたかどうか、そんなに詳細なところまで委員長報告ってせなあかんもんなんですか。十分に、出た意見を取りまとめて、報告させていただきました。結論が出たので、委員7名で全員、賛成意見がなかったの、これは、私は、否決だという決定をさせていただきました。それで、十分でないですか。

それから、訴訟については、5件あると言われましたけれども、ちょっと、これ私見になるかも分かりませんが、

議長（小林裕和君） 委員長、委員会で審議をされた内容だけお答えください。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） そういうことで、委員全員が賛同されたということで、それで、私は、十分だと認識しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 私は、だから、委員長報告の中で、大雑把にというふうに言われたので、その内容は、どういうことなのですかと。

だから、訴訟、意見書、決議、そのあたりについては、大雑把という中には、何が入っているんですかということです。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 委員長。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） ですから、1から10まで、委員会の中で出たことを報告しなければならない義務は、私は、ないと思うんです。

必要のところを読み上げました。全国の中で、訴訟が起きている。また、訴訟が起る可能性があるということで、我々の受け身の体制が十分ではありませんし、仮に十分であった

としても、訴訟があるということ、皆さん認識して否決になったわけですから、それで、十分じゃないかと思うんですけども。

[廣利君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、廣利議員、最後の質問にさせていただきますか。

10 番（廣利一志君） 繰り返しになりますけれども、報告の中で、大雑把に触れたということなんですけれども、その中身が分からないので、細かくじゃなくて、要するに、訴訟のこと。それから、意見書のこと。それから、決議のこと。そのあたりについては、調査されたんだと思いますけれども、その大雑把にね、その中身を、ちょっと教えていただきたいと。

議長（小林裕和君） 委員長、分かりますか。中身。

産業厚生常任委員長（金澤孝良君） 控えがありますので、分かりますけれども、僕は、ここで言う必要はないと思っております。

とにかく最終的に7人全員の意見で否決ということになった。それだけは、お伝えいたします。

議長（小林裕和君） ほかの方で質疑ありますか。よろしいですか。

ここで質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 事前に資料を持って来ていないので、正確な、それこそ、きちんとしたことは言えないんですけど、先ほどの委員長報告の内容は、十分な審議がされたと言葉では言われましたけれども、内容的に、社会的な背景として、元首相が銃撃されて亡くなるとか、衝撃的な事件と関連した統一教会の問題です。ですから、少なからず、佐用町民も関心を持っている。そういうものの意見書ですから、内容的に、かなり法的な問題も含めて、十分な審議をするということで、継続審査となっています。私は、所管の委員会にいませんから、その中身について、今日の本会議の中で、十分な審議をしたという内容を、本当に十分に聞きたかった。結論だけ、みんなで否決したから、それで、そういうような委員会の扱いについては、私は、非常に、問題だと思いますし、最初に言いましたように、今日、いきなり出してくるということも問題です。重ねて言いますが、それは、議会として、十分な審議をするという前提を欠いた、そういう結論になっていると思うので、原案については、私は、賛成の立場です。

そのあり方については、議会として、私は、大問題だと思います。それだけ、指摘しておきます。

議長（小林裕和君） ほかに討論はございますか。

ないようですので、これで、本案についての討論を終結します。

〔岡本君 退場〕

これより発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって発議第3号は否決されました。

〔岡本君 入場〕

日程第5．発議第7号 インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

議長（小林裕和君） それでは、日程第5に入ります。

日程第5、発議第7号、「インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）」についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。10番、廣利一志議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提案理由を述べさせていただきます。

2023年、今年ですけれども、10月から導入予定となっているインボイス制度、仮に導入された場合、免税事業者、全国で約500万者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたり、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書に登録番号があるかの確認、仕入れ先が免税事業者かの確認、自社が発行する請求書の保存、端数処理のルール変更など、事業者にとって多大な負担が生じることになります。

こうした状況を踏まえて、所得税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第15号において、2019年10月の軽減税率制度導入後の3年以内をめどに、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認める時は、その結果に基づいて、法制上の措置、その他の必要な措置を講じると規定をされています。

コロナ禍の影響により、これまで政府において、こうした検証が行われていません。

日本商工会議所は、この考え方に立ち、インボイス制度導入は、当分の間、凍結すべきとしています。これは2022年9月15日、インボイス制度への対応等で公表しております。

また、全国の税理士の皆さんからは、事務負担の増加、免税事業者との取引、免税制度の形骸化、日本経済を減ぼすインボイス制度での4点で中止を求められています。

そのほかにも、全国商工団体連合会、全国青色申告会総連合、全国中小企業団体中央会などがインボイス制度の廃止・見直し・凍結・中止などの意見を公表しています。町内においても個人事業者の皆さんの多くが制度を理解されていません。そんな皆さんの声に耳を、しっかりと傾けるべきだというふうに思います。

先ほど触れましたように、軽減税率制度導入後の3年以内をめどに、事業者の準備状況、取引への影響の可能性等を検証すると。法制上の措置を講じると規定しているので、その

検証こそ、まず、最優先し行うべきです。

廃止・見直し・凍結・中止など様々な反対の声があります。そんな中で、制度導入は、多くの方々の声に反するというふうに思います。そんな多くの皆さんの声、町内の皆さんの疑問の声のある状況下での導入は避けるべきです。導入の延期で、まず、理解されていない状況を、しっかりと解消すべきです。

佐用町議会の総意で、国会へ政府に延期の声を届けるべく、採択されますことをお願いしたいというふうに思います。何とぞ、よろしく願いいたします。以上です。

議長（小林裕和君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これより発議第7号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[大村君 挙手]

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 意見書の提出に反対の立場で討論いたします。

今回の意見書は、インボイス制度の実施延期を求めるものです。

今回の意見書では、延期を求めることとなっておりますが、いつまで求めるのか、期限も書いておりません。

インボイス制度の導入は、平成28年度の税制改正により導入されることが決まりましたが、令和3年に導入の予定から、令和5年まで、2年間、既に延期されており、制度導入に対応する期間としては、短すぎたということはないと思います。

インボイス制度の導入の目的は、取引の正確な消費税額と税率を把握することで、公平、公正な取引を目指すものです。

意見書に書かれている免税事業者が取引から排除されるおそれ、それに関しましては、インボイス発行事業者となることで避けられると思いますし、インボイス発行事業者となることで、負担が大きくなることに関しては、新たなインボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置、少額取引についての一定の帳簿を保存することで仕入れ税額控除を可能とするなど、措置も行われることとなっております。

また、意見書に書かれている事務負担の増加を求める、強いるということが記載されていますが、今回のインボイス制度導入に関しては、デジタルインボイスを導入するためのルールを制定するという側面もあります。令和4年1月には、電子帳簿保存法の改正も行われており、今回、10月よりインボイス制度を導入することで、デジタル技術を用いて経理業務の効率化、ペーパーレスによるコスト削減、資源消費削減、自由な働き方への対応など、今後の事務負担を減らし、業務効率化をより一層進めていく基盤となるというメリットもあります。

以上の理由をもって、意見書の提出に反対といたします。

議長（小林裕和君） 賛成の討論はございますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） インボイス制度の実施延期を求める意見書に賛成の立場から討論をします。

インボイス制度の実施延期を求める意見書に関しては、議員各位の皆さんには、事前に相生民商から来ていただき、説明していただきましたように、この制度は非常に分かりにくく、その対象となる業種業態は多岐にわたります。影響を受ける事業者の方は、これまで免税となっていた零細事業者がほとんどで、その中には、シルバー人材センターに登録されている方や、いわゆる一人親方、また、直売所などに出荷されている農家やイラストレーターや漫画家、また、脚本家なども含まれています。

これが実施された場合、申告の準備事務なども複雑で、これに対して費用もかかってきます。そのために、廃業を考えておられる方もあります。このまま実施すれば混乱し、景気にも大きなマイナス要素になります。

先ほどの提案説明にもございましたように、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、全国商工団体連合会、全国法人会総連合、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、また、日本は、俳優連合や日本映像職能連合など、多くの団体がインボイス制度の中止、延期を求め声を上げています。

また、国会においても、インボイス問題検討・超党派議員連盟は、昨年11月16日に発足しています。

また、地方議会においても、丹波市をはじめ、全国で意見書を採択した自治体が増えていきます。この6月議会において、全国の自治体の議会で意見書が討議され、採択される自治体が増える情勢です。

この佐用町議会でも本意見書を採択し、インボイス制度の延期を国に強く求めるべきであると主張して賛成討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はございますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより発議第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、少数です。よって、発議第7号は、否決されました。

日程第6．報告第2号 令和4年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（小林裕和君） それでは、日程第6に入ります。

日程第6、報告第2号、令和4年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第2号、令和4年度
佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、上月支所庁舎大規模改造事業など8事業、繰越額合計
8,696万7,000円でございます。

財源内訳は、国県支出金4,182万3,000円、地方債4,160万円、一般財源は354万4,000
円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の
繰越額が4億3,800万円。財源内訳は、国県支出金2億3,050万円、地方債2億700万円、
一般財源50万円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） すんません。

繰越明許の中で農林振興課が上げております一番大きな金額の分で、中身を説明してみ
てください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

こちら、昨年度、国の補正予算で補助事業がございました。主に農業機械の購入に係る
ものでございまして、昨年度中に完了した事業もございしますが、一部納期の関係とかで、
令和5年度に繰り越して実行しようというものでございます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） その中身については、たくさんあるんですか。大型の農機具なんか
の。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 大変たくさんございます。

例えば、大豆の播種機。種まく機械、トラクターの後ろにつけるであったり、代掻き用の巨大なハローとか、いろいろ本当にたくさんの種類がございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．報告第3号 令和4年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第7に入ります。
日程第7、報告第3号、令和4年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、令和4年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

内訳でございますが、資本的支出、建設改良費において、新型コロナウイルスの影響による電気計装機器の入荷遅延により、電気計装設備更新工事で3,000万円を予算繰越し、財源内訳は、企業債の3,000万円でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 新型コロナウイルスの影響による電気計装機器の入荷遅延となっております。この電気計装機器というのは、多分、メーター類とか、そういったものであろうかと思うんですけれどもね、これの入荷遅れ、今度の新しく入荷のめどは立っているのでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） 今年度は通常どおり入荷になっておりますので、問題ありません。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 8．報告第 4 号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
日程第 9．報告第 5 号 専決処分の報告について（和解することについて）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8 に入ります。
日程第 8 及び日程第 9 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 8、報告第 4 号、専決処分の報告について、訴えの提起について、及び、日程第 9、報告第 5 号、専決処分の報告について、和解することについての 2 件を一括議題とします。
町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました報告第 4 号及び報告第 5 号、専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第 4 号につきましては、未払いの水道料金について再三にわたり支払うよう催告をいたしましたが、これに応じなかったため、佐用町債権管理条例第 9 条第 2 号に基づき、令和 5 年 2 月 24 日に龍野簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いました。当該申立てに対し、債務者から令和 5 年 3 月 17 日に水道料金の分割支払いを希望する旨の督促異議の申立てがありましたので、民事訴訟法第 395 条の規定により訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 2 号の規定により、専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第 5 号につきましては、報告第 4 号専決処分の報告を行いました債務者から未払いの水道料金 5 万 3,378 円についての支払義務の承認と、令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月末日まで毎月 5,000 円、令和 6 年 2 月末日に 3,378 円を分割して確実に支払う意思が示されたため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により、和解することに対し専決処分を行ったものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告第 4 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 4、5 と関連しておりますけれど、この上程されている内容は水道料金の請求なんですけれど、この請求された相手方の生活全般については、この場で報告できる内容で結構ですけれど、水道料金だけが、こういう状態だったのか、生活全体については、町として把握されている内容があれば、報告してください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） この方の場合、水道料金のみで、実際、そこに載っております通り、4月から5,000円ずつ、この4月、5月と5,000円ずつ入ってきておりますので、それ以外問題ございません。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。
これより報告第5号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第10. 報告第6号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第10、報告第6号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第6号、兵庫県町土地開発公社の事業報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告申し上げます。

公社の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画につきましては、お配りをしております令和4年度事業報告書及び計算書のとおりでございます。

なお、本町では、令和4年度利用実績、及び令和5年度利用計画はございませんが、この県町土地開発公社自体が、今年度をもって解散をする手続きに入っておりますことを申し添えます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより報告第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 最後に町長が提案説明の中で、今年度をもって解散するということです。

この書類の中で、いわゆる繰越剰余金1,911万7,226円というのが報告書の概要の中で紹介されています。これらについての扱いというか、関係する自治体の案分されるんだろうと思うんですけど、そのへんは、今の時点で分かる範囲で、解散後、どういうふう

こういう扱いになるのでしょうか。お聞きします。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それは、以前から報告をさせていただいたとおり、この役割を終えたということで、もう既に、そうした解散手続き、その解散手続きの中には、剰余金等の返還どうするかということも含まれた内容であります。

事務主管において、もう既に、そういう取扱い、内容については、協議がなされて、それが、出資金については、当然、出資金は返還。それから、剰余金の1,900万円ぐらいでしたか、それについては、これまでの平等割と、また、この土地開発公社の利用実績、その割合でもって計算をして、配分をするということで、決定しております。

それは、最終的には、まだ、これから手続きの中で、全て終了した時点で、また、報告をさせていただきます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第 11. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例（令和 5 年 3 月 31 日専決第 5 号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 5 号を議題とします。

承認第 2 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 2 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が可決され、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

1 点目は、共通納税システムの税目と支払い方法を拡充する内容でございます。

事業者が給与から特別徴収する町民税、法人が申告納付する法人町民税、たばこ製造業者や販売店が申告納付するたばこ税について、それぞれの納付書に「共通納税番号」及び「共通納税 QR コード」を表示するよう様式を追加する内容でございます。

これまでは納付方法が限定されておりましたが、今回の改正によりまして、コンビニや金融機関窓口での納付、eLTAX(エルタックス)による電子納付のほか納税者が事務所や自宅から「スマホ決済アプリ」や「クレジットカード決済」により納付できるなど多様な方法に対応することができるようになりますので、納税者の利便性は向上します。

2 点目は、肉用牛の売却にかかる事業所得について、町民税を免除する期間を延長いたします。

国産牛肉の安定的な供給を図っていくという観点から、肉用牛を肥育し、出荷したとき

の1頭の売却価格が100万円未満であれば、その売却による所得は非課税となり、翌年の町民税のうち所得割額が免除される特例措置がございます。この特例期間を令和9年度まで3年間延長するものでございます。

3点目は、固定資産税の特例減免が終了したことによる条例改正でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者・小規模事業者が、令和3年度に新規に取得した事業用家屋や償却資産にかかる固定資産税を、事業収入の減少率に応じて減免する特例制度でございますが、この特例制度が終了したことにより地方税法附則第64条を削る改正規定を施行するものでございます。

4点目は、築後20年以上が経過したマンション等に長寿命化のための大規模工事を実施した場合に、翌年の固定資産税を減額する特例措置の新設でございます。

多くの高経年マンションにおいては、高齢化や工事費の急激な上昇により、長寿命化工事に必要な積立金が不足をしております。適切な対策工事が行われないと、外壁剥離や廃墟化を招き、周囲への悪影響や除却の行政代執行に伴う多額の行政負担が生じるおそれがあります。

長寿命化工事の実施に向けた取組を後押しすることを目的として、管理計画の認定など一定の条件はございますが、対象となるマンション等が長寿命化工事を行った場合には、翌年度の建物部分の固定資産税を6分の1から2分の1の範囲内で減額することができる特例措置でございます。

減額する率は町条例で定めることとされており、2分の1を減額することといたしております。

5点目は、長寿命化のための大規模修繕をおこなったマンションの所有者が、固定資産税の減額を受けようとする場合にすべき申告について規定を新設しております。また、この改正による条例の項ズレを修正しております。

6点目は、3輪以上の軽自動車税の車体課税の見直しと特例の延長でございます。

厳しい物価高と納期の長期化に直面する消費者の負担を踏まえた特別措置として、燃費や排ガス性能に優れた車を対象としたエコカー減税や購入時の軽自動車税環境性能割の減免制度を3年間延長します。

また、毎年5月に課税する軽自動車税種別割について、環境性能がよい車を対象としたグリーン化特例制度の期限を3年間延長します。

7点目は、優良な宅地・住宅の供給を図る観点から、租税特別措置法に基づいて、都市計画区域内において、国が定める基準に沿って土地の譲渡を行った場合に、その譲渡所得にかかる町民税の課税の特例期限を3年間延長する内容でございます。

以上につきまして、佐用町税条例の一部を改正する条例の施行日が、令和5年4月1日でありましたので、令和5年3月31日付で専決処分とさせていただきます。ご承認をいただきますように、お願い申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。
ここでお伝えします。挙手の時は、はっきりと手を挙げていただくよう、よろしくお願いいたします。

日程第12. 承認第3号 専決処分承認を求めることについて（佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年3月31日専決第6号））

議長（小林裕和君） 続いて、日程第12、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、令和5年3月31日、専決第6号を議題とします。
承認第3号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第3号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

令和5年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

まず、1点目は、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の上限を20万円から22万円に改正するものでございます。

2点目に、国民健康保険税の減額にかかる軽減判定の基準額を改正するもので、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の、所得基準額の計算式において、28万5,000円を29万円に、52万円を53万5,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免につきまして、厚生労働省から令和6年度における国の財政支援が行われない旨の通知がありましたので、本条例を一部改正し申請期日の設定を行うものであります。

具体的には、令和4年度以前の年度分の保険税であって、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が定められているものとするものでございます。

いずれも、法律の改正、国の制度改正等に伴う改正であり、令和5年度の国民健康保険税の算定に反映させる必要があることなどから、施行日を令和5年4月1日とする必要がございましたので、3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより承認第3号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 第2条3項ただし書の20万円を22万円に改める。その後、20万円が22万円。金額が変更になっています。これの影響というのは、具体的にどのようなようになりますか。伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えさせていただきます。
後期高齢者支援金等課税額の限度額が20万円から22万円に改正になるということでございまして、令和4年度課税ベースで試算いたしましたら、影響がありますのは4世帯。20万円から22万円にある世帯が4世帯ということで、5万円余りの影響額となっております。
それと保険税額が22万円以上の世帯につきましては17世帯で影響額は34万円ということで、合計21世帯で39万円余りという数字に試算しております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

13番（平岡きぬゑ君） 今の説明なんですけど、試算して、4世帯に5万円余りに影響がある。
もう1つ、ちょっと分かりづらかったんですけど、つまり、4世帯は、その試算で行くと負担が増えるということなんですか。あと、減額のほうに改めるということになっていて、これは影響としては、軽減、どんなふうになるんですか。ちょっと、数字、最後の影響の結果、その数字が出て、いわゆる町民に対して、どのようなプラスになるのか、まあ、極端な話ですけど、負担が軽減されるのか、増えるのか、分かりやすく教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 失礼します。
先ほどの1点目の4世帯5万円余りというのは、負担が増えるということでございます。
それから、2点目の軽減判定所得の引上げにつきましては、軽減対象となる世帯の判定をする上で、計算式の中に28万5,000円かける被保険者数というような項目がございます。その28万5,000円を29万円に引き上げるが、これ5割軽減でございます。2割軽減

につきましては、同じように 52 万円を 53 万 5,000 円に引き上げるということで、軽減を受けられる対象者が増えると、こちらでは、そういう形になります。

ですので、国民健康保険税の税額を計算する上では、上限額が一部改正で上がっていますので、先ほど言いました 4 世帯、それと 17 世帯、21 世帯の方に対しては、増える可能性があると。これは令和 4 年度課税ベースですので、令和 5 年度は、まだ、分かりませんが、増える可能性があると。

で、軽減判定所得の引上げにつきましては、軽減判定の対象者が、金額が上がることによって増えるということで、軽減される方が増えるだろうというふうに思っております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 承認第 3 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

後期高齢者支援金等税額は、所得割額並びに均等割額及び平等割額を合算したものでありますが、その限度額が現行 20 万円であるものを、今回の改正で 22 万円にすることにより、今の説明によりますと 21 世帯に対して負担が増えます。

町民の皆さん、本当に、国保税に対する重税感は、本当に強いものがあります。皆さん、生活で負担する中で、これ以上の負担増は生活を直撃し、許されるものではありません。

この国の制度によるものではありませんが、町独自の救済策を講じるべきであったことを指摘して、この承認できないことをお伝えして、反対討論とします。

議長（小林裕和君） ほかに討論はございますか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 3 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、承認第 3 号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時とします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

議長（小林裕和君）

全員おそろいですので、休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 13. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号(令和 5 年 3 月 31 日専決第 7 号)）
- 日程第 14. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号(令和 5 年 3 月 31 日専決第 8 号)）
- 日程第 15. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号(令和 5 年 3 月 31 日専決第 9 号)）
- 日程第 16. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号(令和 5 年 3 月 31 日専決第 10 号)）
- 日程第 17. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 11 号））
- 日程第 18. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 6 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 12 号））
- 日程第 19. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 13 号））
- 日程第 20. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 5 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 14 号））
- 日程第 21. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号（令和 5 年 3 月 31 日専決第 15 号））

議長（小林裕和君）

続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13 から日程第 21 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）

異議なしと認めます。よって、日程第 13、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 7 号から、日程第 21、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号）、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 15 号までの合計 9 件を、一括議題とします。

承認第 4 号から承認第 12 号について当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 4 号から承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず、承認第 4 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,232 万 3,000 円を追加し、総

額を130億7,856万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

町税につきましては、1,182万6,000円の増額で、町民税、固定資産税などそれぞれの税におきまして、収入見込みに基づくものでございます。

地方譲与税につきましては、2万円の減額で、地方揮発油譲与税などそれぞれの譲与税におきまして、実績額に基づくものでございます。

利子割交付金につきましては、26万円の減額。

配当割交付金につきましては、344万3,000円の増額。

株式譲渡所得割交付金につきましては、107万2,000円の増額。

法人事業税交付金につきましては、2,245万7,000円の増額。

地方消費税交付金につきましては、1,643万6,000円の増額。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、93万8,000円の増額。

自動車取得税交付金につきましては、39万5,000円の増額。

環境性能割交付金につきましては、1,303万円の増額。

地方特例交付金につきましては、3,000円の増額で、それぞれ交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1億1,294万3,000円の増額となっております。令和4年度特別交付税の確定に伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、67万円の減額。同じく、交付額の確定に伴うものであります。

分担金及び負担金につきましては、174万3,000円の減額で、うち、分担金は6万円、負担金は168万3,000円の減額であります。

使用料及び手数料につきましては、447万1,000円の減額でございます。うち、使用料は22万1,000円の減額で、各種公共施設使用料など実績見込みを計上いたしております。手数料は425万円の減額で、窓口における諸証明手数料など実績見込みを計上いたしております。

国庫支出金につきましては、4,228万1,000円の減額でございます。うち、国庫負担金は3,260万円、国庫補助金は928万6,000円、委託金は39万5,000円の減額で、各事業費の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、4,469万1,000円の減額となっております。うち、県負担金は1,122万7,000円、県補助金は3,079万5,000円、委託金は266万9,000円の減額。国庫支出金と同じく、各事業費の精査によるものであります。

財産収入につきましては、32万3,000円の減額で、うち、財産運用収入は590万3,000円の増額、財産売払収入は622万6,000円の減額であります。

寄附金につきましては、111万8,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、54万4,000円の増額でございます。うち、特別会計繰入金は63万4,000円の増額。基金繰入金は9万円の減額でございます。

諸収入につきましては、707万7,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は58万円、貸付金元利収入は2万円の減額。町預金利子は16万6,000円、受託事業収入は180万円、雑入は571万1,000円の増額でございます。

町債につきましては、4,450万円の減額で、充当事業の精査によるものでございます。

次に、歳出でございますが、各費目共通して、実績見込みに基づき、予算の精査を行っております。

それでは、歳出について、まず、説明をさせていただきます。

議会費につきましては、352万3,000円の減額であります。

総務費につきましては、1億2,740万1,000円の減額で、うち、総務管理費は1億1,326万1,000円、徴税費は350万8,000円、戸籍住民登録費は789万9,000円、選挙費は256万3,000円、統計調査費は17万円の減額でございます。

民生費につきましては、1億6,517万5,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は1億858万6,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金や各事業の扶助費など、実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は5,616万9,000円、国民年金事務取扱費は12万円、災害救助費は30万円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億3,370万2,000円の減額であります。うち、保健衛生費は1億1,794万6,000円の減額で、簡易水道事業特別会計繰出金の減額などによるものでございます。清掃費は1,575万6,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、5,096万9,000円の減額で、うち、農業費は3,545万9,000円、林業費は1,551万円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

商工費につきましては、2,020万4,000円の減額でございます。

土木費につきましては、9,073万8,000円の減額でございます。うち、土木管理費は1,587万9,000円、道路橋梁費は4,281万4,000円、河川費は418万8,000円、都市計画費は6万4,000円、下水道費は2,547万円、住宅費は232万3,000円の減額で、各事業の実績見込みに基づくものでございます。

消防費につきましては、1,908万9,000円の減額となっております。

教育費につきましては、6,461万9,000円の減額でございます。うち、教育総務費は1,152万円、小学校費は1,013万5,000円、中学校費は1,035万2,000円、社会教育費は1,512万8,000円、保健体育費は1,748万4,000円の減額でございます。

公債費につきましては、5億254万円の増額で、繰上償還の原資といたしております。

諸支出金につきましては、2億2,520万3,000円の増額で、うち、公営企業費は287万7,000円の減額。基金費は2億2,808万円の増額で、公共施設等整備基金、及び過疎地域自立振興基金などに任意積立をいたしております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、特別会計に入ります。

承認第5号、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,505万5,000円を減額し、総額を21億1,377万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、293万2,000円の増額でございます。うち、現年課税分は85万円の増額、滞納繰越分は、208万2,000円の増額で、それぞれ実績によるものであります。

一部負担金につきましては、2,000円の皆減。

使用料及び手数料につきましては、手数料4万6,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金1,000円の皆減となっております。

県支出金につきましては、県補助金4,274万5,000円の減額で、普通交付金が4,770万5,000円の減額、特別交付金が496万円の増額で、それぞれ実績によるものでございます。

繰入金につきましては、550万4,000円の減額でございます。うち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を475万1,000円減額。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を75万3,000円減額いたしております。

諸収入につきましては、31万1,000円の増額となっております。うち、延滞金、加算金及び過料は57万円の増額。受託事業収入は21万6,000円の増額でございます。雑入は47

万 5,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、223 万円の減額であります。うち、総務管理費は 207 万 9,000 円の減額で、事業運営に係る事務費等の実績に基づくものでございます。徴税費は 14 万 9,000 円の減額。趣旨普及費は 2,000 円の減額でございます。

保険給付費につきましては、5,668 万円の減額でございます。うち、療養諸費は 2,760 万 7,000 円、高額療養費は 2,446 万 4,000 円、移送費は 1 万 1,000 円、出産育児諸費は 334 万 9,000 円、葬祭諸費は 80 万円、結核医療付加金は 2 万 4,000 円、傷病手当金は 42 万 5,000 円を減額いたしております。いずれも実績によるものでございます。

保健事業費につきましては、108 万 7,000 円の減額でございます。うち、特定健康診査等事業費は 98 万 3,000 円の減額であります。保健事業費は 10 万 4,000 円の減額でございます。

基金積立金につきましては、2,772 万 7,000 円の増額で、国民健康保険の安定的な財政運営を図るために財政調整基金積立金を積み立てるものでございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 278 万 5,000 円の減額となっております。

予備費につきましては、1,000 万円の皆減でございます。

以上、佐用町国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 491 万 2,000 円を減額し、総額を 3 億 1,229 万 3,000 円に、改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、429 万 9,000 円の減額で、実績によるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 1 万 3,000 円の増額であります。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金 5 万 3,000 円の増額。

寄附金につきましては、1,000 円の皆減でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 63 万 5,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、4 万 3,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は 4 万 8,000 円の増額。償還金及び還付加算金は 8 万 9,000 円の減額。雑入は 2,000 円の皆減となっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費 52 万 9,000 円の減額で、事務費等の実績に基づきまして減額いたしております。

保健事業費につきましては、5,000 円の減額であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、424 万 5,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、3 万 3,000 円の減額で、うち、償還金及び還付加算金は 3 万 2,000 円の減額。

繰出金は、一般会計繰出金を 1,000 円の皆減といたしております。

予備費につきましては、10 万円の皆減であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 6,755 万 5,000 円を減額し、総額を 28 億 33 万 1,000 円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 27 万 1,000 円を追加し、総額を 473 万 3,000 円に改めるもの

でございます。

まず、事業勘定の歳入から説明させていただきますが、保険料につきましては、介護保険料 613 万 4,000 円の増額で、実績見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金を皆減いたしております。

使用料及び手数料につきましては、手数料 2 万 4,000 円の増額であります。

国庫支出金につきましては、4,881 万 7,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 4,637 万 6,000 円の増額。国庫補助金は 244 万 1,000 円の増額で、交付決定額に基づくものでございます。

支払基金交付金につきましては、3,112 万円の減額で、交付決定額に基づくものであります。

県支出金につきましては、670 万円の減額であります。うち、県負担金は 692 万 8,000 円の減額。県補助金は 22 万 8,000 円の増額となっております。

繰入金につきましては、8,455 万 2,000 円の減額でございます。うち、一般会計繰入金は 2,012 万円の減額。基金繰入金は 6,443 万 2,000 円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

諸収入につきましては、15 万 7,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料は 4 万 5,000 円の増額で、雑入は 20 万 2,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、485 万 8,000 円の減額であります。うち、総務管理費は 434 万 3,000 円の減額。介護認定審査会費は 51 万 5,000 円の減額でございます。

保険給付費につきましては、1 億 1,947 万 1,000 円の減額であります。うち、介護サービス等諸費は 1 億 1,469 万円の減額。介護予防サービス等諸費は 177 万 7,000 円の減額。高額介護サービス等費は 64 万 7,000 円の減額であります。特定入所者介護サービス等費は 175 万円の減額。高額医療合算介護サービス等費は 60 万 7,000 円の減額で、いずれも実績に基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、479 万 5,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 274 万 5,000 円の減額で、一般介護予防事業費は 10 万円の減額。包括的支援事業費は 25 万 9,000 円の減額。任意事業費は 169 万 1,000 円の減額で、いずれも実績に基づくものでございます。

基金積立金につきましては、6,174 万円の増額であります。令和 5 年度の精算で、国庫負担金と県負担金等と合わせて約 5,000 万円償還する予定でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、23 万 3,000 円の増額であります。うち、予防給付費収入は 35 万 5,000 円の増額。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は 12 万 2,000 円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、36 万 5,000 円の減額でございます。うち、居宅サービス事業費は 25 万円の減額。介護予防・日常生活支援総合事業費は 11 万 5,000 円減額しております。

諸支出金につきましては、63 万 6,000 円の増額で、一般会計繰出金でございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 8 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5,664 万 4,000 円を減額し、総額を 6 億 8,023 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、分担金及び負担金につきましては、負担金

1,025万7,000円の減額で、加入負担金の実績見込みが主な内容となっております。

使用料及び手数料につきましては、452万3,000円の増額でございます。うち、使用料は455万3,000円の増額で、水道使用料の実績見込みであります。手数料は3万円の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4,915万4,000円を精算見込みにより減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入304万4,000円の増額でございます。

町債につきましては、480万円の減額で、簡易水道事業債対象事業の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、5,671万4,000円の減額でございます。うち、管理費は2,959万3,000円の減額で、各水道施設の修繕料や電気料の精算見込みが主な内容となっております。建設改良費は2,712万1,000円の減額で、委託料、工事請負費の精算見込みでございます。

公債費につきましては、17万円の増額でございます。

予備費につきましては、10万円を皆減いたしております。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第9号、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてのご説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,454万円を減額し、総額を14億761万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金45万円の増額で、加入負担金の実績見込みでございます。

使用料及び手数料につきましては、47万5,000円の増額でございます。うち、使用料は38万円の増額で、公共下水道施設使用料などの実績見込みでございます。手数料は9万5,000円の増額となっております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,547万円を精算見込みにより減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、2,278万1,000円の減額でございます。うち、管理費は1,581万3,000円の減額で、浄化センターの電気料などの精算見込みでございます。事業費は696万8,000円の減額で、実施設計委託料、工事請負費の精算見込みでございます。

公債費につきましては、165万9,000円の減額でございます。

予備費につきましては、10万円を皆減いたしております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第10号、令和4年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,209万8,000円を減額し、総額を4億601万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円の減額でございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料9万円の減額で実績見込みでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金2,158万4,000円を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 1,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2,199 万 8,000 円の減額であります。うち、浄化槽管理費は 912 万 2,000 円の減額。農業集落排水施設管理費は 987 万 6,000 円の減額で、施設電気料、工事請負費などの精算見込みによるものであります。農業集落排水施設事業費は 300 万円の減額でございます。

予備費につきましては、10 万円の皆減となっております。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 11 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 393 万 9,000 円を減額し、総額を 1 億 288 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

使用料及び手数料につきましては、使用料 113 万 9,000 円の減額で、野外活動センター使用料の実績見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 226 万 4,000 円減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 53 万 6,000 円の減額で、家族用ロッジ宿泊料などの実績見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、教育費につきましては、社会教育費 393 万 9,000 円の減額で、事業等の精算見込みと人件費等の不用額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、承認第 12 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 873 万 3,000 円を減額し、総額を 1 億 347 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 108 万円の減額であります。サッカー等の合宿利用が増えて、宿泊料が増額している一方で、団体予約が予想を下回り、食事料、食堂売上料などが減額をいたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を 763 万 4,000 円を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 1 万 9,000 円の減額であります。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 873 万 3,000 円の減額となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、一般会計並びに特別会計、専決処分させていただきました補正予算につきましての説明を終わらせていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております承認第 4 号から承認第 12 号までについては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 13、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号）、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 7 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 一般会計の 8 ページ、町民税で、個人分で 293 万円。それが、法人が 124 万 9,000 円。固定資産税 781 万 3,000 円。これら増えておる要因としては、どんな要因があったんでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） お答えします。

まず、法人町民税につきましては、大きな法人が 1 社ありまして、そちらのほうの収入があったということで、税のほうが増えております。

また、固定資産税につきましては、これも町内、1 つ大きなグループの法人があるわけなんですけれども、本来ですと令和 3 年度会計の中で支払いをして、歳入として入れておかなければいけないんですけれども、実は、5 月 31 日を過ぎて入ってきたものですから、令和 4 年度のほうに入れて歳入といたしたという理由でございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 同じ 8 ページの中で、15 節の滞納繰越分の 107 万円、この分について、少なくなったわけなんですけれども、これは、今の状況は、どんな状況ですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 町民税の滞納繰越分減っている分ですけれども、こちらのほうにつきましては、過年度分につきましては、いろいろと催告等を送って、また、本人と交渉して、滞納者の方と交渉しながら進めているわけなんですけれども、やはり、なかなか滞納されている方、収入が少ないということもありまして、残ってきているという状況でございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 3 回目、16 ページ、15 目の衛生費国庫負担金の中で、新型コロナ

ウイルスワクチン接種対策費負担金が 614 万 9,000 円少なくなっておりますけれど、これらについては、どんなんです。打つ人が少なかったという見込みですか。そこらへんは、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この新型コロナウイルスワクチンの接種対策費負担金の減額でございますが、3号補正、7号補正をさせていただきまして、増額いたしておりました。

ところが、その中で時間外、いわゆる医療機関の時間外での接種。それから、休日等の接種というものが加算されていきます。その分が、非常に少なかったということもありまして、全体的に接種が少なかったというわけではなくって、全体的な加算料金が少なかったという見込みでございます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本義次議員どうぞ。

11 番（岡本義次君） 同じ 16 ページの中で、一番下、障害者地域生活支援事業補助金の中で 375 万 9,000 円少ないんですけれど、これらについての要因はどんなんです。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 少々お待ちください。

失礼いたしました。お答えいたします。これにつきましては、障がい者の方の日常生活の給付費、それから、入浴サービス等、それから、講演会等で手話通訳、それから、要約筆記等をさせていただいている分の補助金が入ってくるものでございます。

日常生活用給付費につきましては、大腸のストーマ、装具等をされている方、それから、紙おむつを使用されている方などの補助をさせていただいているものでございます。その分の実績による補助金の減額というふうな形になります。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 20 ページ、一番上、がけ地近接等危険住居移転事業補助金で、205 万 2,000 円、これら、こういうのは実際やったんですか。そして、どこの集落で、何ぼあ

ったん。これ。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えいたします。

これにつきましては、実績がございませんで、全額落とさせていただいております。

11 番（岡本義次君） ああ、なかったん。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） ページ 25、一番下、土木債の中で、入札の分かも分からんけれど、道路長寿命化事業債、合併特例債 560 万円。それと、下の道路新設改良事業債、過疎対策事業債 260 万円。これら全部入札減か。それとも、実績見込みの中での、こういう金額が出ておるんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございますで、入札減。それから、事業精査によるものでございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 41 ページのひきこもり対策事業補助員ということで、謝金として 30 万 5,000 円少なくなっておるんですけど、これは、今、盛んに、月何回とかいうことで、実施されておりますけれど、実際、そういう効果が、どれぐらいな格好、出て来ておるんですか。そこらへんについて、中身を述べてみてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

このひきこもりの事業に関しましては、令和3年度からアンケート調査、そして、令和4年度には、対象者の方への在宅への訪問。それから、令和5年度におきましては、相談事業を開始するというふうな形で、計画をしていっておるものでございます。

このたび、令和4年度に在宅のほうに訪問させてもらった、各戸に訪問させていただいた方々に関しまして、令和5年度に相談事業というふうな形で、ご案内させていただいております。

その中で、相談にお見えになっている方がいらっしゃいます。ですので、効果は、少しずつ現れているというふうな形で考えております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにございませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 57 ページの一番下にビニールハウス事業補助金で 30 万円少なくなっておりますけれど、そのビニールハウスについては、大きい、こまい、また、中身のいろいろな設備によって違うんでしょうけれど、補助金のあり方というのは、どんな状態で行っておるんかということが分かれば、ちょっと。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

ビニールハウスの補助自体は 1 棟当たり 30 万円で、到底 30 万円では建設できません。ごく一部にはなりますけども、そういった定額で助成をさせていただいております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 65 ページ、除草の件ですけれど、シルバーなんかはね、これ、河川の中、草刈りいうことで、これ農林振興課になるのかな、やっておるところと、やっていないところとある思うんや、地域の自治会でね、そこらへんの中身をつかんでいますか。そこらへんは、どんなですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えいたします。

この補助金ですけれども、自治会を対象にやっております、先般の自治会長会でも周知させていただきました。県がやっている河川愛護活動、その一環でやっております。

ちなみにですが、令和4年度の実績といたしましては88自治会が参加しております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） その関連なんですけれども、各地域によっては、年いって、もう河川の草薙りもようやらんというようなども聞くわけなんですけれども、そこらへんについては、どんなんですか。やっぱり、ようやらんで、もう放っておけというような格好になるのか。それとも、やってもらっておくところは十分出て、みんなでやってもらっておるんやけど、そこらへん、どう思いますか。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えいたします。

可能な限り、頑張っていたきたいと、私は、考えております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、令和5年3月31日、専決第8号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 5 ページの真ん中へん、督促手数料 4 万 6,000 円少なくなっておるんですけれど、実際、令和 4 年度としては、そういう督促、何件ぐらい出していますか。そして、その中身について、どういう効果のうち具合いうんですか、そこらへん、どうですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 失礼します。

督促につきましては、納期限までに、ご納付いただけなかった場合に督促させていただいているわけですが、これにつきましては、すみません、手元に件数は持っておりませんが、それによって、ご納付いただいたケースも当然ございますので、今後、督促まで行かずに、納期限までに、基本的には納めていただけるような周知、勧奨なども行ってまいりたいと思っております。申し訳ございません。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 後でもええで、もし、督促を、何件だしておるんかいうことも分かったら、また、教えてください。

それから、6 ページの中で、下から 3 番目の交通事故等納付金ってあるでしょう。この 47 万 3,000 円、これについては、確か、前に 1 件とかって聞いたんやけれど、それについて、ほかに、それまでの間、まだ、増えたんか、そこらへんは、どんなんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） 誠に申し訳ございません。第三者納付金につきましては、事故等によって、病院などにかかられた場合に、保険を使われた場合に、また、これは、個人、保険なり、そちらのほうで払っていただく分になりますので、第三者納付金という形で納付していただくわけですが、これについても、申し訳ございません。件数については、ちょっと、今、手元にございませんで、また、後ほど、ご報告させていただきます。申し訳ございません。

11 番（岡本義次君） 後で教えてください。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第5号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第15、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、令和5年3月31日、専決第9号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 4ページ、上から4番目ですか、滞納繰越分の43万5,000円、これの今現在の状況と内訳について、述べてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

滞納繰越分につきましては、当初、19名、130万9,624円ございました。そのうち、お一人の方が69万4,000円幾らご納付いただきまして、その方を含めて12人の完納なども含めまして、94万2,896円が納付されたというところでございます。

それと併せて、不納欠損でお一人の方を上げさせていただいております、収納率は72%というふうになってございます。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今の不納欠損については、どんなんですか。

例えば、家族なんかにも、実際、例えば、お父さん、よう払わなんたら息子が出してやるでとか、そこらへんまでも当たったんかどうか、そこらへんの状況はどんなか。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） この方につきましては、転出されておまして、既に、転出先でも、

もう生活保護というような形になっておりまして、徴収が難しいというところで不納欠損にしております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ございますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第6号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第16、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第5号）、令和5年3月31日、専決第10号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 4ページ、下から3番目、介護給付費負担金の現年度分で4,637万7,000円、この分について、どうして、こういうふうに、中身の説明、ちょっとお願いしたい。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えをさせていただきます。
国庫の負担金ですが、これは、基本、精算については、翌年度で精算をしてほしいという連絡が来ております。ですので、今年度途中で変更交付申請をしておりません。ですので、こういったことが起きております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第17、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、令和5年3月31日、専決第11号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 3ページ、加入負担金の分で、1,005万7,000円ですか、これ少なくなっておりますけれど、この要因について述べてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） こちらのほうですけれども、まず、前年度が22件あって、1,000万ちょっとありました。その関係で、今年度、当初予算で、1,200万円取っておりました。でも、実際は8件で251万4,000円しかございませんでしたので、そのために減としております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第8号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第18、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）、令和5年3月31日、専決第12号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第9号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第19、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度
佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）、令和5年3月31日、専決第13号に
対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 3ページ、15節の滞納繰越分の31万1,000円、「△」少なくなっ
ておるんですけど、これらは、今の状況として、どんな状況でございますか。

[上下水道課長 挙手]

議長（小林裕和君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） お答えします。

まず、浄化槽分ですけれども、20万4,000円の減となっておりますけれども、こちらのほう
は、徴収率が前年度41.39%、今年度31.03%で、10.36%減少しております。前年度より
の未収額といたしましては12万9,752円減少しております。

また、滞納繰越分の滞納者といたしましては、前年度14名で、今年度11名、3名減少
しております。

それと、農集のほうですけれども、前年が、こちらのほうは徴収率20.51%、本年度24.16%
となっております。こちらのほうは徴収率は3.65%上がっております。前年より未収額
といたしましては、12万3,468円減少いたしております。

滞納者のほうも6名ありましたが3名減少し、残り3名となっております。以上ござ
います。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 20、承認第 11 号、専決処分承認を求めることについて、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号）、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 14 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） これ 3 ページなんかね、ロッジの使用料で減ってございますけれど、これらは春夏冬休みなんかに来てもらったりしておるんでしょうけれど、例えば、連休とか、3 連休続くとか、そういう折は、近くのところへ来てくださいよというような手立ていのか、連絡等はしていないんですか。そこらへんは、中身的にどんなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 近くのところという意味が、ちょっと、分からないんですけど。

〔岡本君「西播磨、まあ、上郡とかね、そういう太子とか、そういう近くの」と呼ぶ〕

教育課長（宇多雅弘君） 広報活動については、通常、ホームページ等で広報活動をさせていただいております。

昨年度、こういうふうにご利用者が減ったといいますのは、やはり、まだ、コロナの影響が残っておるということは、これ考えられます。

多くの事業を再開いたしておりますけれども、若干、家族で一緒になる場合なんかは控えられていると。

それから、キャンセルも、やはり、ちょこちょこございます。そういった関係で、最終的には減ってきたということでございます。

議長（小林裕和君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま、審議を継続したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議がございませんので、このまま審議を続行します。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第 21、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 4 年度
佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号）、令和 5 年 3 月 31 日、専決第 15 号に対する質
疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、宿泊料が 395 万 5,000 円で増えております。そして、食
事料が 323 万 3,000 円減っておるわけなんですけれど、これらは、どうなんでしょう。か。
ちょっと、分からない分があるんですけど、その人らは、もう食事して泊まりに来よっ
たり、それから、また、持ち込んで食事したりしとんか、そこらへんの中身の状況はどん
なんです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

宿泊料につきましては、3 月のサッカー等の合宿等、これが予定どおり入りまして、増
額をしております。

それから、食事料の減につきましては、法事であるとか各種団体の宴会等、それが、ま
だまだ、コロナの影響によりまして、入らなかったということで減額しております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 先だって、僕の知ったんが、そこで同窓会するということで、そして、30 人ほど寄った。笹ヶ丘でしてやってよと言うんは言って、うんしますよと。ほな、金額聞いてみたら、やはり 7,000 円ぐらいの会費でやっておるわけやね。そしたら、飲んだりすれば、当然、もっと上がっておるんじゃないか思うんですけど、やはり、そういう効果が出てくると思いますのでね、やはり役場の歓送迎会とか、同窓会なんかでも、ちよつとでも皆さんが幹事になって、笹ヶ丘でやってもらったら、もう少し赤字が、それだけ増えんのんじゃないか思うんですけど、そこらへん、諏訪課長、どう思いますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 食事料、そういった宴会につきましては、各課のほうにも依頼させていただいております。特に、この4月につきましては、各課でご利用していただいたと聞いております。引き続き、そういった形でご利用に向けて啓発をしていきたいと思っております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第12号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第12号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第12号は、原案のとおり承認されました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を午後1時30分とします。

午後00時02分 休憩

午前01時28分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 22. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号（令和 5 年 4 月 6 日専決第 16 号））

日程第 23. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度佐用町一般会計補正予算第 2 号（令和 5 年 5 月 22 日専決第 17 号））

議長（小林裕和君） それでは、日程第 22 に入ります。
日程第 22 及び日程第 23 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程第 22、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）、令和 5 年 4 月 6 日、専決第 16 号及び、日程第 23、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 2 号）、令和 5 年 5 月 22 日、専決第 17 号の 2 件を、一括議題とします。

承認第 13 号及び、承認第 14 号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 13 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明、申し上げます。

今回の補正は、1、2 回目以上の接種を終えている高齢者や基礎疾患をお持ちの方などを対象にオミクロン株対応型ワクチン接種を実施するための人件費、需用費、委託料等を追加計上するものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2,652 万 1,000 円を追加し、総額を 126 億 6,460 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、2,283 万 5,000 円の増額でございます。うち、国庫負担金は 1,915 万 2,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。国庫補助金は 368 万 3,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金を 368 万 6,000 円を増額しております。

次に、歳出でございますが、衛生費につきましては、保健衛生費 2,652 万 1,000 円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な経費を追加計上いたしております。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、上程をいただきました承認第 14 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明、申し上げます。

今回の補正は、国の物価高騰対策の一環として、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対する、児童 1 人当たり 5 万円の特別給付金を支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を追加計上するものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 468 万円を追加し、総額を 126 億 6,928 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 347 万 9,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金を 120 万 1,000 円増額しております。

次に、歳出について、ご説明します。

民生費につきましては、児童福祉費 468 万円の増額で、低所得者の子育て世帯に対する特別給付金に必要な経費を計上しているところでございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第 13 号及び承認第 14 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、日程第 22、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）令和 5 年 4 月 6 日、専決第 16 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、コロナ 2 つあるでしょう。いわゆるオミクロンか何か言うて、どっちのほうか、よう効くんですか。そこらへん。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

2 つあるというのは、起源株、いわゆる、最初に皆さん方していただきました 1、2 回目接種の時にしていただいた、起源株というもので、それから、今現在しているのが、おっしゃるとおり、オミクロン株でございます。ですので、起源株とオミクロンとが入った 2 価のワクチンとなっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 23、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算（第 2 号）、令和 5 年 5 月 22 日、専決第 17 号に対する質疑を行い

ます。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、どう言うんかな、子育て、ひとり親と、何人ずつぐらいおつてん、これ。

議長（小林裕和君） 質問の趣旨分かります。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

この今回の支給の対象となるのが、低所得者のひとり親の方と、それから、それ以外の低所得の方というふうな形になります。

この事業につきましては、昨年度も実施していますので、今回、対象となっているのが、ひとり親の家庭というのが、昨年度と同様の家庭に対して、支給するものでございます。

それで、この分につきましては、昨年度の対象者が 75 人でした。これにつきましては、県のほうから、直接支給というふうな形になっております。

それ以外の方の低所得者という方に対して、町から支給しておりますが、それが 72 人の方に対して、支給させていただいております。

今現在、佐用町で進めさせていただいておりますのが、いわゆる、ひとり親の家庭の方に対してなんですけれども、この方に対しては、県から支給がされますが、この方々に意向調査させていただいております。昨年度、支給された方に、受け取られますかという通知をさせていただいております。そこで拒否がございましたので、その方々に対しては、おそらく 5 月末に県から、もう支給が既にされていることと存じます。

それから、佐用町が実施する低所得者に対してなんですけれども、この方々に対しましては、今年度、昨年度支給の方に対して支給させていただきますが、それに関しましては、6 月中に支給する予定でございます。

今年度、その低所得の対象となる方々に関しましては、それぞれ申請をしていただいて、今年度支給というふうな形になります。以上でございます。

〔町長「このことについては、先の全員協議会で資料を渡して説明しましたということをつけ加えとかなあかん」と呼ぶ〕

健康福祉課長（木村昌子君） この件につきましては、5 月の全員協議会において、資料を提出させていただいておりますので、また、ご覧ください。お願いします。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 24. 議案第 44 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 24、議案第 44 号、町有財産の無償貸付けについて、旧江川保育園跡地を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 44 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

江川保育園跡地につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から赤竹工房、竹本良平氏と無償貸付契約を締結し、跡地を利活用いただいているところでございますが、このたび、竹本良平氏の子である竹本龍生氏に事業承継したいとの申出があり、町有財産無償貸付契約書第 6 条の規定に基づき、使用権の譲渡につきまして承諾願いが提出されましたので、貸付け相手先の変更について、提案するものでございます。

変更後の貸付相手は、SAN TAKEMOTO（サンタケモト）竹本龍生（たけもとりゅうせい）となり、事業内容はこれまで同様の革製品の制作や販売、作品展示室の開設、レザークラフト教室の開催などを実施していくとのことでございます。

竹本龍生氏は、これまでも父である竹本良平氏と赤竹工房で革製品の制作をともに行っており、今後につきましても、事業継承により屋号は変わるものの、竹本良平氏もサポートに入りながら事業運営を行っていくと聞いております。

貸付物件の所在地は、佐用町豊福 83 番地 3 ほかで、土地は 1,670 平方メートル、建物は、鉄骨造平屋建て、床面積は 429 平方メートルの旧園舎と、鉄骨造平屋建て、床面積 19.20 平方メートルの附属倉庫となっております。

貸付期間につきましては、令和 3 年 3 月議会において、赤竹工房竹本良平氏を相手方とする、後半 5 年間の無償貸付けについて議決をいただいております、これを引き継ぐ形で、令和 8 年 3 月末までとなります。

以上、ご説明した内容につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今回の貸与につきましては、事業承継ということで、親族の方。また、同じ業務を継続されるということで、問題はないと思うのですが、今後、この貸付けのルールにおいて、事業承継という話になりますと、町内でも先進的な事例とあったように、第三者承継という可能性もあろうかと思えます。それが1点。

もう1点が、民間の事業者が事業を行っておる中で、もう1つ最近、よく耳にしますのが、経営革新ということで、事業を変更されるということも事業者生き残りのために取り組んでいらっしゃると思います。反対に国も、そういったようなことを支援する制度もごございます。

この2点、今回の場合は親族で事業が全く同じものということで、問題がなかったのですが、反対に、すごく悪意を持って取りますと、第三者で全く違う人に譲って、その人が事業を変えたんですよ。その事業を継続するためということになりますと、全く別の使い方をされる可能性もあろうかと思えます。そのへんについてのガイドライン、また、ルール、規約というのは、きっちり整備をされておるのでしょうか。お聞きます。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 失礼いたします。

まず、その1点目の第三者という形ですけれども、当然、内容によってこようかと思えます。別の第三者の方であっても、きっちりと事業承継をして、内容的に問題ないのであれば、それは、やはり議会の皆さんにもお諮りしながらですけれども、それは、当然、認める方向というのもあるかと思えます。

事業内容の追加、あるいは変更、これについても、契約書の中で列記しておりますので、その契約書と違う形になった場合というのは、これも当然、議会でご報告なり、ものによっては、もしかすると議決というようなことも要ろうかとおもいますが、当然、それについても、内容によっては認めていく形になります。

先ほど、提案説明の中でもございましたが、無償貸付契約書第6条で使用権の譲渡については、規定をしておりますので、仮に、こちらの承諾なしに、そういったことをされるとか、あるいは事業内容が全く違うことを、悪意を持って、そういうことをされるということであれば、当然、この貸付契約自体も破棄しないといけないと、そういうようなことも、それは、考えられないことはないですけれども、通常は、そのようなことはないようにしたいというふうに考えております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 45 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 25、議案第 45 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程いただきました議案第 45 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

1 つ目は、令和 5 年 7 月 1 日から施行される改正道路交通法において、電動キックボードなどの規制が改正されることとなりました。

これまではミニカーに区分されておりましたが、今回の法律施行により、特定小型原動機付自転車へ区分変更となります。

法令に併せるため、地方税法と地方税法施行規則が改正されることに伴いまして、条例改正をするものでございます。

2 つ目は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものでございますが、1 点目は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う改正でございます。森林環境税は、温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を図るために適切な森林の整備等を進めていくことを目的に、町民税の均等割に 1,000 円を加算し、町が賦課と徴収を行い兵庫県へ納入することとされております。

この森林環境税の導入に伴い地方税法施行令が改正されており、町民税の納税通知書に森林環境税額を表示させるなど、賦課及び徴収方法を法令に対応させるよう規定の改正を行っております。

2 点目は、昨年発覚した一部の自動車メーカーの燃費・排ガス不正行為にかかる税制上の再発防止策として、環境性能割の納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせるよう地方税法附則が改正されました。この改正に伴い条例の制定附則のうち、軽自動車税の環境性能割と種別割にかかる賦課徴収の特例規定を改正するものであります。

3 つ目は、令和 7 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

町民税の納税環境を整備する地方税法の改正が行われたことに伴いまして、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、前年から異動がなかった場合に記載を簡素化することができる改正をしております。また、この改正による条例の項ズレの修正を行っているところであります。

それぞれ、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 森林環境税の新設の関係でお尋ねしたいんですけど、いわゆる町民税の均等割に 1,000 円を上乗せするというので、その均等割の対象者の具体的な人数と、それから、その均等割で所得割のかかわらない均等割の方がどれぐらいいるのか、そこらへんも均等割の関係者の中で、どういうぐらいの割合になるのか、分かれば、全体もそうですけど、その点も併せて伺います。

〔税務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） はい、お答えします。
まず、町県民税の均等割がかかる人数でございますが、8,031 名。これが、今年度、町県民税を課税の処理をしたんですけども、その中で対象となる方でございます。
それで、内訳という形ですと、させていただきますと、均等割のみがかかっている方が、全部で 1,382 人ありまして、均等割と所得割と両方かかる方、その方が 6,649 名。以上となっております。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 45 号、佐用町税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

2024 年度から森林環境税が住民税の均等割に、年間 1,000 円上乗せされ、徴収されるという法律の改正に伴う条例改正となっております。

佐用町では、先ほど、該当者の人数が報告されましたが、8,031 人、そのうち、均等割のみの方は 1,382 人という実態の中で、1,000 円上乗せされ課税されていくということ、これは、低所得者に対しても一律に均等割として負担を求める、これは逆進性が高い税となります。

国は、徴収した税を、先ほど、提案の中にあつたように、森林環境譲与税として、自治体に配分し、森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備、これは重要な課題ではありますが、本来、国や CO₂ 排出企業が引き受けるべき負担を国民に、個人に押し付けると

というのが問題だという点です。

財源は、法人や国の一般会計、林業予算拡大など、安定的な方法で確保すべきだという立場で指摘して反対します。

議長（小林裕和君） ほかに討論はございますか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、多数です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 46 号 佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 26、議案第 46 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 46 号、佐用町青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、佐用町青少年育成センター設置条例で規定する「佐用町適応指導教室」の名称を、「佐用町教育支援センター」に変更するものでございます。

適応指導教室は、不登校の児童生徒に対し、体験活動や個別の学習支援等を行い、学校生活への復帰と社会的な自立に向けた支援をすることを目的として、上月支所内に設置をいたしております。

この名称について、文部科学省の取扱いが「教育支援センター」に変更されていることから、本町においても、これを変更するものでございます。

以上、説明を申し上げます。ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 47 号 佐用町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 27、議案第 47 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 47 号、佐用町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和 3 年 5 月 19 日に改正された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が、本年 5 月 11 日に施行されたことに伴い、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンに搭載することができるようになったことによる一部改正でございます。

法改正に伴い、コンビニ交付サービス等がスマートフォン用電子証明書に対応することとなった場合に、現在の条文では、「個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書」に限定されているため、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書機能を使った、コンビニ交付サービスを行うことができません。

現在、法律で定義されている「利用者証明用電子証明書」については、マイナンバーカードに格納されている利用者証明用電子証明書は、「個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書」と定義され、新たにスマートフォンに搭載されることとなる利用者証明用電子証明書は、「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」と定義され、法改正後の「利用者証明用電子証明書」は、双方を含む概念となっております。

そこで、現在の条文から「個人番号カードに記録された」という部分を削除し、マイナンバーカードとスマートフォンの双方を含む「利用者証明用電子証明書」とするものでございます。

これにより、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、コンビニ交付サービスをはじめとする様々なサービスの利用や申し込みができるようになります。

以上、ご説明を申し上げます。それぞれ、ご承認を賜りますように、お願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、マイナンバーカード、取得されておる方は、何%になっていま
すか。今現在。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えします。

最新の情報、5月14日現在の情報でございますが、佐用町においてマイナンバーカード
を交付されている率としましては、76.77%となっております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はございませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第47号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第47号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第28. 議案第48号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第28、議案第48号、佐用町営定住促進住宅条例の一
部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第48号、佐用町営定住促進住宅
条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、五反田住宅総戸数60戸のうち、2戸を教育委員会教職員住宅としており
ましたが、今後、利用予定がないとのことから、教育委員会から返還されることによるも

ので、戸数の表記を 58 戸から 60 戸に改正すると共に、別表中に増加する部屋番号を追加するというものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 教職員住宅としての使用、今後、予定がないということなんですけれども、これまでの使用された実績は、どんなもんだったんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えさせていただきます。

これまで、主に ALT の先生方に利用していただいております。その年によりましては、遠くから佐用町の学校に赴任された新任の先生方も利用されておりました、大体、ほぼ 2 戸埋まっていたような状態でございます。

ただ、最近はこの 3 月を持ちまして、その方々も退去された後、申込みがなかったと。

それから、ALT につきましても、このたび更新時期でございまして、3 年契約なんですけれども、その ALT のほうもほかで民間のアパートを借りられたというようなことから、今後、3 年間は利用がない。

それから、町内の単身向けの住宅もできてまいりましたので、そちらのほうも利用いただけるということで、返還をさせていただくという経緯でございます。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 49 号 令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 29、議案第 49 号、令和 5 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 49 号、佐用町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 5,489 万 1,000 円を追加し、総額を 128 億 2,417 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、国庫支出金につきましては、国庫補助金 1 億 2,147 万円の増額で地方創生臨時交付金を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を 2,685 万 8,000 円増額しております。

諸収入につきましては、雑入 656 万 3,000 円の増額でございます。

次に、歳出について説明させていただきますが、総務費につきましては、総務管理費 1 億 4,201 万 1,000 円の増額で、低所得者、並びに子育て世帯に対する物価高騰対策支援など地方創生臨時交付金を活用した諸事業などを計上いたしております。

民生費につきましては、337 万 1,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費は 231 万 1,000 円の増額で、南光地域福祉センターのカーポート設置に伴う舗装工事を追加計上いたしております。児童福祉費は 106 万円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、農業費 8 万円の増額。

商工費につきましては、140 万円の増額でございます。

消防費につきましては、656 万 3,000 円の増額で、消防団員退職報償金を計上いたしております。

教育費につきましては、保健体育費 146 万 6,000 円の増額で給食センターの車両修繕料などを追加計上したものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（小林裕和君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 49 号は、6 月 19 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 30. 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の請願について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 30 に入ります。今期定例会に請願 1 件を受理してお

ります。

請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願については、会議規則第87条第2項の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第2号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。1番、大村 隼議員。

〔1番 大村 隼君 登壇〕

1番（大村 隼君） それでは、意見書の代読をもって説明とさせていただきます。

少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、2020年7月3日全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の学級編制標準より引き下げた学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減はおこなわないこと。

4、教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加

配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

6、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上、意見書の代読をもって説明とさせていただきます。

議長（小林裕和君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願に対する質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本請願についての討論を終結します。
これより請願第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第2号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、請願第2号は、採択することに決定しました。

〔大村君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大村議員。

1番（大村 隼君） 動議を提出します。

先ほど請願が採択されましたので、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（小林裕和君） ただ今、大村 隼議員から、意見書案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） この動議は、賛成者がいますので、成立しました。
ここで、しばらく休憩します。

午後02時14分 休憩

午後02時15分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

大村 隼議員から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として
議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第8号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係
る意見書（案）

議長（小林裕和君） それでは、追加日程第1、発議第8号、少人数学級・教職員定数の改
善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第2号の採択にともなう意見書の提出でありますの
で、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これより発議第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第8号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、発議第8号は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第31．兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第31に入ります。

日程第31は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

この件につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の前副町長、坪内頼男
氏が、令和5年3月31日付けで退職となり、本町選出の議員に欠員が生じております。

よって、本日の会議で、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、本
町選出議員の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（小林裕和君） ただ今の出席議員数は、14名です。

佐用町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。

お諮りします。1 番、大村 隼議員。2 番、森脇裕和議員。以上の両君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

事前に立候補者の周知をしておりませんが、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により、町長、副町長、全議員が候補者となります。

ただし、庵途町長は副広域連合長に令和 5 年 2 月 21 日から就任されており、同規約第 11 条第 3 項で「広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない」と規定されておりますので、庵途町長を除き、江見副町長と全議員の計 15 人を候補者とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（小林裕和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（小林裕和君） 異常なしと認めます。

これより、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記、無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

それでは、呼び上げます。

議会事務局長（東口和弘君） 1 番、大村 隼議員。

〔1 番 大村 隼君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 2 番、森脇裕和議員。

〔2 番 森脇裕和君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 3 番、幸田勝治議員。

- 〔3番 幸田勝治君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 4番、高見寛治議員。
- 〔4番 高見寛治君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 5番、大内将広議員。
- 〔5番 大内将広君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 6番、金澤孝良議員。
- 〔6番 金澤孝良君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 7番、児玉雅善議員。
- 〔7番 児玉雅善君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 8番、加古原瑞樹議員。
- 〔8番 加古原瑞樹君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 9番、千種和英議員。
- 〔9番 千種和英君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 10番、廣利一志議員。
- 〔10番 廣利一志君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 11番、岡本義次議員。
- 〔11番 岡本義次君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 12番、山本幹雄議員。
- 〔12番 山本幹雄君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 13番、平岡きぬゑ議員。
- 〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕
- 議会事務局長（東口和弘君） 14番、小林裕和議長。
- 〔14番 小林裕和君 投票〕

議長（小林裕和君） 投票漏れは、ありませんか。
投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。
これより、開票を行います。
大村 隼議員及び、森脇裕和議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（小林裕和君） 選挙の結果を報告します。
投票総数 14 票。有効投票 14 票。無効投票ゼロ票です。
有効投票のうち、江見秀樹副町長 12 票。平岡きぬゑ議員 2 票。以上のおりでありま
す。
この選挙の法定得票数は、4 票であります。
したがって、江見秀樹副町長が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されまし
た。
議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（小林裕和君） ただ今、当選されました江見秀樹副町長が議場におられますので、
本席から佐用町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

議長（小林裕和君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。6 月 5 日は、議事の都合により、本会議を休会したいと思います。こ
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しましたので、次
の本会議は、来る 6 月 6 日、火曜日、午前 10 時より再開し、一般質問を行います。ご承知
おきくださるようお願いします。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 0 2 時 2 9 分 散会
